

第五十五回

参議院法務委員会議録第三号

昭和四十二年五月十六日(火曜日)

午前十時四十九分開会

(一〇一)

委員	出席者	補欠選任	辞任	出席者	出席者	説明員
委員長 理事事	浅井亨君	稻葉誠一君	加瀬完君	藤島昭君	安原美穂君	常任委員会専門 員
樺原勘一君	後藤義隆君	田村賢作君	久保等君	藤島昭君	安原美穂君	法務大臣官房秘書課長
久保斎藤昇君	久保鉢木萬平君	中山誠一君	大森創造君	藤島昭君	安原美穂君	法務大臣官房主計課長
龟田得治君	中川進君	田中伊三次君	岩野徹君	藤島昭君	安原美穂君	外務省中南米移住局南米課長
國務大臣 政府委員	法務省人國管理 局長	法務大臣	最高裁判所長官代理者 最高裁判所事務総局經理局長	法務省人國管理 局長	法務大臣	甲吉君
事務局側						

○委員長(浅井亨君) 本日は検察及び裁判の運営等に関する調査会を開いたします。

○委員の異動について報告いたします。

本日 加瀬完君が委員を辞任され、その補欠として稻葉誠一君が選任されました。

○委員長(浅井亨君) ただいまから法務委員会を開いたします。

○委員の異動について報告いたします。

(諸国軍人の亡命事件に関する件)
(ベトナム留学生問題に関する件)
(諸国軍人の亡命事件に関する件)
(ベトナム派遺米兵の亡命事件に関する件)

○委員長(浅井亨君) たゞいまから法務委員会を開いたします。

委員の異動について報告いたします。

本日 加瀬完君が委員を辞任され、その補欠として稻葉誠一君が選任されました。

○委員長(浅井亨君) 本日は検察及び裁判の運営等に関する調査会を開いたします。

○説明員(藤島昭君) 法務省所管昭和四十一年度予算についてご説明申し上げます。

昭和四十一年度法務省所管予算の内容について、概略をご説明いたしますと、昭和四十一年度の予定経費要求額は、六百六十九億二千八百八十四

午前十時四十九分開会

三月二十三日 辞任 稲葉誠一君 加瀬完君

五月十六日 辞任 加瀬完君 植木誠一君

出席者は左のとおり。

委員長 理事事

浅井 亨君 稲葉誠一君

後藤 義隆君 田村 賢作君

久保 等君

樺原 勘一君 斎藤 昇君

久保 鉢木 萬平君

中山 福嶽君

大森 創造君

龟田 得治君

中川 進君

田中伊三次君

岩野 勝君

岩野 徹君

本日の会議に付した条件

○検察及び裁判の運営等に関する調査
(昭和四十一年度法務省並びに裁判所関係予算
及び今期国会における法務省関係提出予定法案
に関する件)

(ベトナム留学生問題に関する件)
(諸国軍人の亡命事件に関する件)
(ベトナム派遺米兵の亡命事件に関する件)

額五百九十四億八千五百六十万二千円に比較しますと、七十四億三千六百二十三万九千円の増額となっています。前年度の補正後予算額六百十億七千七百八十万九千円と比較しますと、五十八億四千四百三万二千円の増額となっております。増額分の内訳を大別いたしますと、第一は、人件費の四十九億七千四百四十五万九千円であり、第二は、一般事務費の十一億三千五百九十万八千円、第三は、營繕施設費の十三億二千五百八十七万一千円であります。このほかに法務省第二新館新營繕設備費が前年度に引き続いて建設省所管に五十三億三万三千円計上されましたが、前年度に比して二億六千九百九十六万七千円の減額となっています。

まず、人件費四十九億七千四百四十五万九千円の増加であります。これは、昨年九月から実施された人事院勧告の公務員給与ベースの改訂等に伴う所要経費及び昇給原資としての職員俸給等の増額がその大部分であります。そのほか、検事、副検事、法務事務官等三百五十名(ただし欠員より振りかえ充當)の増員に必要な経費の増額等が含まれております。

増員につきましては、法務省としましては最も重点を置いたところであります。その内容について申し上げますと、

第一に、公判審理の迅速、適正化をはかるため、検事五名が前年度に引き続いて増員となつております。東京ほか主要都市検察庁における公判立会専従体制を確立して、その迅速化に資するためのものであります。

第二に、交通事故処理体制の整備対策の一つとして、業務上過失致死傷事件の増加に対処し事件処理の円滑適正化をはかるため、副検事二十二名が増員となつております。

なお、検事、副検事については、検察事務官の内容についてご説明申し上げます。

○説明員(藤島昭君) 法務省所管昭和四十一年度予算についてご説明申し上げます。

昭和四十一年度法務省所管予算の内容について、概略をご説明いたしますと、昭和四十一年度の予定経費要求額は、六百六十九億二千八百八十四

万一千円であります。これを前年度の当初予算額五百九十四億八千五百六十万二千円に比較しますと、七十四億三千六百二十三万九千円の増額となっています。前年度の補正後予算額六百十億七千七百八十万九千円と比較しますと、五十八億四千四百三万二千円の増額となっております。増額分の内訳を大別いたしますと、第一は、人件費の四十九億七千四百四十五万九千円であり、第二は、一般事務費の十一億三千五百九十万八千円、第三は、營繕施設費の十三億二千五百八十七万一千円であります。このほかに法務省第二新館新營繕設備費が前年度に引き続いて建設省所管に五十三億三万三千円計上されましたが、前年度に比して二億六千九百九十六万七千円の減額となっています。

まず、人件費四十九億七千四百四十五万九千円の増加であります。これは、昨年九月から実施された人事院勧告の公務員給与ベースの改訂等に伴う所要経費及び昇給原資としての職員俸給等の増額がその大部分であります。そのほか、検事、副検事、法務事務官等三百五十名(ただし欠員より振りかえ充當)の増員に必要な経費の増額等が含まれております。

増員につきましては、法務省としましては最も重点を置いたところであります。その内容について申し上げますと、

第一に、公判審理の迅速、適正化をはかるため、検事五名が前年度に引き続いて増員となつております。東京ほか主要都市検察庁における公判立会専従体制を確立して、その迅速化に資するためのものであります。

第二に、交通事故処理体制の整備対策の一つとして、業務上過失致死傷事件の増加に対処し事件処理の円滑適正化をはかるため、副検事二十二名が増員となつております。

なお、検事、副検事については、検察事務官の内容についてご説明申し上げます。

第三に、法務局において事務官二百名が増員となっております。これは、登記事件が経済規模の拡大に伴い増加し、処理の能率化をもつておらず、職員の事務負担量を著しく増大せしめておりますので、登記事務の迅速、適正化をはかる観点から、前年度の百一名の増員に引き続いて行なわれたものであります。

第四に、刑務所において看守七十八名が増員となっております。これは、近時、いわゆる暴力団関係収容者の増加に伴い所内における衆情が兇悪粗暴化する傾向にありますので、保安警備の充実をはかるためのものであります。

第五に、非行育少年対策のため、前年度の少年院教官等二十五名の増員に引き続いて、本年度も二十五名の増員となっております。

その内容は、1、少年院の教化活動の充実のための教官十五名、2、少年鑑別所観護活動の充実のための教官七名、3、保護観察所の観察機能の充実のための保護観察官三名が増員となりました。青少年犯罪の防止及び罪を犯した者の健全な社会復帰を強力に推進するためのものであります。

第六に、地方入國管理官署において舟艇要員として入國警備官三名が増員となっております。

第七に、破壊活動調査機能の充実をはかるため、公安調査官十五名が増員となっております。

第八に、人事管理業務充実のため、法務省に法務事務官一名、翻訳業務充実のため、法務総合研究所国際連合研修協力部に法務事務官一名が、それぞれ増員となつております。

なお、以上ご説明いたしました増員は、いずれも内部組織の凍結欠員の解除の方法により振りかえ充當することとなつております。

次に、一般事務費十一億三千五百万円の増加の内容についてご説明申し上げます。

9

まず、全般的に申し述べますと、法務行政の充実をはかるための経費のほか、職員の執務環境の改善及び保護司、人権擁護委員の実費弁償金の単価は正並びに矯正収容者の処遇改善等に必要な経費の増加がなされています。そのうち、おもな事項について申し上げます。

第一は、法務行政の充実をはかるため必要なる経費の増額であります。そのおもなものについて申し上げますと、

まず、各組織に共通なものとして、光熱水料の実績に伴う不足分として七千二百七十八万二千元、賃金の単価は正により三千三百四十二万二千元各所修繕坪当たり単価は正により四千七百十七万八千円、職員の配置をより適正ならしめるため赴任旅費一千四十七万八千円等が増額となつておりまます。

法務局関係につきましては、登記詰託費（すなわち、法務局、地方法務局において登記、合帳、供託、戸籍等の事務を処理するために要する経費）につきまして、登記登録旅費三百七十万六千円、戸費五千四百五十五万一千円、供託金利子五千五万円、合計一億八百二十五万七千円の増額となつております。なお、農地被買收者等に対する給付金の支給に関する法律に基づいて、法務局、地方法務局が所掌する農地等所有関係証明事務が終了したことにより、経費一億四百八十七万円が減額されました。また、不動産登記簿の尺貫法による表示をメートル法表示に書きかえるため必要な経費として、職員旅費一千三百一十七万一千円、戸費（管金等）五千二百十五万円が増額となり、超過勤務手当四千四百五十一万円を含め合計一億九百九十三万四千円が増額となっております。また、登記所窓口設備改善費としての各所修繕費一千二百万円、戸費三千万円、登録税査定のための登記登録税査等職員旅費一千二百七十八万七千円、登記旅費八百四万三千円が増額となり、超過勤務手当三千八百八十七万五千円を含め合計一億一百七十九万円が増額となりました。

万五千円が増額となつております。
検察官関係につきましては、検察費（すなわち
検察厅において処理する一般刑事事件その他各種
事件の直接検察活動に要する経費）につきまし
て、検察旅費三千七百五万三千円、庁費三千五百
二十七万五千円、精神鑑定依頼謝金三百万円の増
額となつております。

矯正関係につきましては、最近の被収容者の収容人員の増加に伴い、一日平均収容人員数が、刑務所一千人、少年院百人、少年鑑別所百人、計一千二百人増員となっており、それに伴う収容諸経費五千一百一十五万三千円の増額、いわゆる暴力団関係収容者処遇の適正をはかるための分散拘禁譲送等旅費七百二十六万五千円、警備用器具等序費八百九十二万五千円、看護人養成経費百六十二万四千円が増額となつております。

としては、保護観察を強化するため、補導援護旅費百三十四万円、庁費四百八十万円が増額となっております。

訟務局、法務局、地方法務局において、國を当事者とする民事・行政事件の訴訟事務を処理するために要する経費)につきまして、詰謝金六十四万円、訟務旅費二百五十二万八千円、戸費三十万六千円、十三百四十七万四千円が借領となつております。

ます。
人権擁護関係につきましては、人権尊重思想の
普及及び高揚をはかるため、序費三百六十万円が
増額となっております。

入国管理関係につきましては、近時増加する出入国審査事務及び在留資格審査事務の適正充実をはかるため、港審査等旅費百四万六千円、出入国審査費三百九十二万九千円が増額となっておりま
す。

また、港出張所をいわき市小名浜港ほか五カ所に新設し、迅速適正な処理をはかることとしております。

第一は、刑務所作業費一億四千九百五十三万二

第三は、職員の勤務環境の改善及び人権保護委員、保護司の実費弁償金の単価は正並びに矯正関係被容者の処遇改善等に必要な経費の増額であります。そのおもなものについて申し上げます

職員の執務環境の改善につきましては、各組織を通じまして、委員手当の単価是正二百三十五万八千円、非常勤職員手当の単価是正二百五十四万七千円、法務局出張所（四人序以下）の渡し切り貰つてきまして単価是正二百七十万六千円、矯正

方二千円が増額となつております。
関係職員特に保安幹部職員及び初任者職員の研修費五百六十万七千円、外国人登録事務委託費（都道府県市町村吏員の給与改善費等）一千十

矯正関係被収容者につきましては、刑務作業費
手金の支給計算基準を一〇%引き上げるための四
百九十五万三千円が増額となっております。
被収容者に支給する精神等治療薬品、教育資
料、少年受刑者学習器具、寒冷地入浴用等燃料、

等に伴う主食費の単価是正——米が七・二九
が四十二円でござりますが——により一千八百七
十七万四千円が増額となつてお、また、菜代単
価を最近の物価の趨勢にかんがみて昨年に引き続
いて是正することとし、被收容者一人一日当たり

費の現行単価一件一ヶ月当たり最高六百円から最低五百十円を、最高八百円から最低五百十円に、懸案でありましたケース研究出席実費、環境調査調整費につきましても一回単価平均九十円が五百五十円に是正され、合計一億三千三百八十二万

道正な検査を行なうための経費七千百七十四万一千円が新規に計上されています。

年度に引き継ぎして、その他の費用を支拂ふことのない、新設の施設費は、三十三万九千円、刑務所少年院等収容施設の新設整備等施設費一億七十九十六万一千円、工事費の増加に伴う附帯事務費その他二百五十七万二千円、不動産購入費一千万円、静岡刑務所特別取扱い

費七億四千二百万円が増額となつております。
以上来年度予算の増額の内容について申し上げ
ました。

次いで、法務省におきましては、昭和四十二年

度予算において、治安対策の充実強化、非行青少年対策、登記事務処理の適正化を主要事項として取りまとめておりますので、前述しましたところと多少重複いたしますが、これについて簡単にその内容を申し上げたいと思います。

第一の治安対策の充実につきましては、前述の検事等九十八名の増員及び従事職員の人事費を含めて七十四億五千三百五十四万円を計上し、前年度に比して六億三千三百四十三万九千円の増額となりております。これにより、組織暴力、公安事犯等に対処して適切な検察権行使し、矯正施設被収容者の衆情の安定並びに精神障害者の治療をはかり、不法出入国者の取り締まり体制を充実し、破壊活動調査機能を充実して、法秩序の確立に万全を期したいと考えであります。

その増額分について申し上げますと、まず、検察庁関係として、十二億四千八百七十万五千円を計上しておりますが、公判審理の迅速化をはかるための検事五名の増員のほか、直接検察活動に必要な検察費一千三百一十九万九千円の増額分が含まれております。

次に、矯正関係として三十二億四千六百五十三万円を計上しておりますが、刑務所の保安警備の充実をはかるための看守七十八名の増員のほか、直接暴力団関係被収容者の分散拘禁旅費、警備用器具整備経費、刑務所保安看守の自序研修経費等一千五百一万二千円、精神障害被収容者の治療、収容経費四千五百五十七万八千円等が増額となっております。

次に、入国管理関係として八千八百六十五万八千円を計上しておりますが、調査活動費五十五万円、護送収容送還費百二万七千円が増額となっております。

次に、公安調査庁関係として二十八億六千九百五十九万七千円を計上しておりますが、公安調査官十五名の増員のほか、調査活動費四千二百萬円の増額分が含まれております。

第二に、非行青少年対策でありますと、前述の少年院教官等二十五名の増員及び従事職員の人事費

費並びに収容総経費を含めて百億千六百三十三万二千円を計上し、前年度に比して十一億三百二十万円の増額となっております。これにより、組織暴力化、低年齢化している青少年犯罪対処する検察体制の充実をはかり、少年院、少年鑑別所の機能を人的、物的に整備し、同時に青少年に対する保護観察機能を強化して、罪を犯した者の更生、再犯の防止をはかりたい所存であります。

その増額分について申し上げますと、まず、検察庁関係として四十二億四千二百九万一千円を計上しておりますが、検察取り締まり経費二千四百四十八万五千円の増額分が含まれております。

次に、少年院関係として二十六億一千百二十八万六千円を計上しておりますが、少年院教育十五名の増員のほか、収容少年教育方策の適正充実をはかるための図書購入等経費百六十九一千円、医療薬品、寒冷地燃料、菜代等収容経費三千五十三万五千円の増額分が含まれております。

次に、少年鑑別所関係として十一億三千七百八十万五千円を計上しておりますが、親護教官七名の増員のほか、審判少年の護送旅費、食糧費等収容経費一千百五十五万九千円の増額分が含まれております。

次に、保護関係として二十億一千五百十五万円を計上しておりますが、保護観察官三名の増員のほか、前述の補導援護経費、すなわち、更生保護会委託費、保護司実費弁償金等についてそれぞれ単価の是正等が行なわれたことに伴う一億一千二百七十四万三千円の増額分が含まれております。

この増加額の内訳を大別して申し上げますと、人件費が十六億九千三百七十一万三千円、營繕費が九億三千六十二万一千円、裁判費が一億三千二百九十四万五千円、その他司法行政事務を行なうために必要な旅費、戸費等が一億三千七百七十四万八千円であります。

第三に、登記事務処理の適正化でありますと、前述の事務官二百名の増員及び従事職員の人件費を含めて六十七億八千六百三十八万六千円を計上し、前年度に比して八億七千六百三十二万五千円の増額となっております。これにより、経済規模の拡大、公共事業の活発化に伴う登記事務の増加に対処して、処理の適正、迅速化に一そとの改善を行なっております。

第四に、法務委員会会議録第三号、昭和四十一年五月十六日【参議院】

処理経費、メートル法書きかえ、登録税徵収事務

五十五万四千円、地方裁判所における工業所有権

関係事件、租税事件を迅速に処理するため、地方

裁判所調査官四人の増員を要する人件費として三

百七十三万二千円、合計二千百二十八万六千円が計上されました。

次が強制執行の機構の確立に必要な経費であります、新執行官法の趣旨に即した強制執行の機構を確立するに必要な経費として、歳入歳出外現金出納官吏補助職員たる裁判所事務官二十人の増員を要する人件費四百九十三万八千円、執行官の研修に要する経費七十万七千円、合計五百六十万五千円が計上されました。

次に、家庭裁判所の充実強化に必要な経費としてしまして、所長専任の増設に要する経費百二万円、家庭裁判所調査官の五人の増員を要する人件費二百七十四万五千円、合計三百七十六万六千円が計上されました。

人事管理体制の確立に必要な経費でありますが、これは家裁官席書記官三十六人、地裁事務局次長十二人、課長補佐四十一人の組みかえが認められ、司法行政管理研究会に要する経費として、九十九万四千円が計上されております。

第五が、營繕に必要な経費でありますが、裁判所庁舎の继续工事十七戸舎、新規工事十七戸舎の新営工事費として二十五億六十六万八十四万三千円、執務体制確立（宅調廃止）に伴う施設の整備に要する経費として二億五千四百六十九千円、その他庁舎の増築補修等の施設の整備に要する経費として、二億六千二百八十六万六千円、最高裁判所庁舎新営に伴う敷地買収のための不動産購入費及び換地清算金といしまして八億四千五百二十九万円、最高裁判所新営庁舎設計の公募に要する経費を含む營繕事務費として八千三百三十三万八千円、合計四十億一千二百五十五万六千円が計上されております。

また、このほかに、最高裁判所庁舎敷地取得のため、七億円を限り、昭和四十三年度において國

の退去強制が出てから、日本の大学でもっと勉強としてあげたいという運動が日本の国内の中で非常に多く盛り上がっておるわけでござりますが、これに関連をしてお尋ねします。ただ問題が、いろいろな外交の問題やなんかのあるところもありますから、あまりこまかく聞くこともかえつてと思いますので、その点は私のほうも考えまして質問をしたいと思います。できるだけ前向きの形での御答弁をお願いしたいのですが、最初に、現在どういうようになっているかという経過を含めた点を、要点をちょっとお聞かせ願いたい

できるといつても、珍しくよくでるりっぱな青年であると、これを引き続いて日本国で勉強させたい、文部省の国費留学生としての本務は終わつておるのでありますけれども、あらためてひとつ引き続いて東大において勉強さしたい、日本国に滞在できるように何とか苦心をしてもらえないかを愛好し、師弟を思う切々のお話でございまして。私もその総長先生のおことばにたいへん打たれまして、最善を尽くしましよう。ただいま先生お話しのごとくに、やりようによりましては、

でくれないかということを言うかという問題でござりますが、これが行き過ぎますと内政干渉じゃないかというようなことが起こってこようかと存じます。そういうことの起らないうように、たいへん遠慮をしながら、何とかなるまいかということを、よその国のことと日本が言うわけでござりますから、たいへん言いにくいことでござりますが、目下その努力を内々いたしております。委員会で申し上げにくいのでござりますが、そういう努力をいたしておる最中でござります。そういう事情でございます。

いう話があつたのかわからんけれども、認めたる所を多分にしているところがあるのじやないかと、こう私どもは聞くのですが、この点は法務省なりあるいは外務省なりがどういうふうにお考えなつか、その点について。

○政府委員(中川進君)　ただいまの点でございますが、先ほど来大臣御質弁のごとく、日本の政府にとっていたしましてあまり、何と申しますか、押しつけがましく理由を追及するというのもいかがかとお思いまして、非公式に私どもが、たとえば東京におります先方の大使館員等に尋ねておりますところ

○政府委員(中川進君) お答えいたします。この
プレー・タト・タンといふ学生は、御承知のこと
く、昭和三十六年に日本へ参ったものでございま
すが、昨年の四月から旅券の有効期限が切れまし
て、そうしてまあ不法滞在ということになつてお
る現状でございます。しかしながら、入国の動
機、それからその滞在の理由ということにかんが
みまして、入国管理局といたしましては、これに
対する違反手続と申しますか、退去強制手続と申
しますか、これをゆつくりいたしまして、事実上
ことしの春まで、旅券の有効期限が切れておるに
かかわりませず、その滞在を黙認と申しますか、
認めてまいりました。そうして、ことしの春にな
りまして退去強制令書というものを交付いたしま
した。ただいま種々の情勢上、その執行を見合わ
して、仮放免という地位を与えておる状況でござ
います。

おしかりを受けるようなことがないとも言えない事案でございます。そこで、十分な慎重な態度で、誠意を持ってひとつこの問題に当たりたいと、いうことで、喜處をいたしますと、熱意を持つて善処をいたしますと、こういうことをお約束を申し上げたのでござります。そうして、そういうお約束をして——どうしたのかということをお聞きをいただいておるわけでござりますから、ありのままに申し上げますと、これはベトナム当局が発付をいたしました、発券いたしましたバスポートが期限が切れておるという事情でござります。そこで、この学生をお預かりしております日本の各界の人々の意向をいれ、旅券の延長をしてくれる形式的には新しく旅券を出してくれるということになるのであります。旅券の延長を考ええてくださるということができますれば、日本ではこれに対しビザを出せる——出すとも出さぬ

し、あまりあれすると内政の干渉になりまして、かえって結果として逆になる場合もあるというふうなことは考えなければならない。これは私もよくわからぬのですが、また反面、日本にいる留学生の全体の問題としても、人権の問題なり、今後のアジアの日本に対する信頼といいますか、こういうこと等の問題も十分考えなければならないと思うのですが、そこで、結局のところいま努力をしておるという、この内容などについて私はいまここで聞くということはちょっと差し控えたいと思うのですね。それはそう思いますけれども、その努力をしておる段階においては、これは大臣としてできることは、いわゆる強制退去令状が出ていますけれども、この執行はしないと、こういう程度のこととは、これは当然言われても、私は問題ないのじやないかと、こう思うのですが、この点はどうでしようか。

○稻葉誠一君 その得心のいく回答が得られていないというこの返事で、私はその内容というものは大体わかると思いますから、だから、それがどうだとか 率直に言えども、ことしの二月に外警省あてに文書も来ているわけですね。そちらの方ともわかつていますけれども、そこまでするのもかえってと思いますから遠慮しますけれども、やはり誤解が相当あるように考えられるわけですね。何か街頭デモをしたということが一つのあわになつてゐるらしいようにも聞くわけですねけれども、街頭デモというのも、何も本人が中心となつてやつたというわけでも決してないわけですね。それで、北爆を開始した時期ということが多少あるかもわかりませんけれども、それ自身の反対とかなんとかということを言つてゐるわけでもないん。

○稻葉誠一君 ことしの五月四日ですか、東大の
大河内総長が法務大臣に会ってですね、この学生
の在留許可の延長についての要請があったという
ことなんですが、この点は、どういうお話をあつ
て、それに對して法務大臣としてどういうふうな
お答えというか、お考へであつたるうか、お聞か
せ願いたいと思います。

○國務大臣(田中伊三次君) いまお示しのように
東大の総長がおたずねをくださいまして、たいへ
んこのブー・タト・タン君はよくできる——よく

ともきめておるわけではございませんが、これは積極的に好意を持ってこれに對して何とでもしようという誠意を持った腹はきておるわけです。ただ、本人の母國である南ベトナムのほうでこれをやってくれませんと、手のつけようがない、強制送還をする以外に道がないのでござります。先ほど局長から御報告申し上げましたように、すでに昨年から一年間延長延長のままで今日に至つておるという事情でござります。そこで、どういう方法を講じてこのベトナム當局に何とかしてやつ

○國務大臣(田中伊三次君) これも申し上げにく
いのでござりますが、目標を定めて腹の努力をいた
しておる最中でござりますので、その努力の成
果があがるかあがらぬか、結果が出ますまでの間
は、現状のままで好意を持った措置を続けたい、
こういうふうに考えております。

ので、戦争を早くやめてほしいということは言つておりますけれども。ですから、そういうことをとらえて帰國命令を出したというようなところです。何か大きな行き違いなり誤解があつたといふうにも考えられるのです。いまの得心のいかなないということから、そこら辺のところを中心として目下努力を内々しておられるというのですから、その努力を期待をして、それが実を結ぶようになりますが、私はも期するわけです。そこで、とは言うものの、現実にいまのような緊張で、仮放免――

力月切りかえです。一ヵ月切りかえで、毎月東京入管（出頭するわけですね。呼ばれる。これでは落ち着いて勉強できないわけですね。いつどうなり国民というものの友情というか、そういうようなものを十分信頼できるように、何か仮放免のちつとも落ち着かないですね。ですから、もつと本人が落ち着いて勉強できるように、日本の政府なり国民というものの友情というか、そういうよいものを感じたくなります。そこら辺のところどう一ヵ月ごとの切りかえにしても、そこら辺のところをもう少しはかる方法はないわけですか。ただ特別在留許可を出しておいて、そうしてやつてもいいのじゃないですか。そこら辺のところどうですか。事実的に特在は出せないけれども、特在を出したと同じようにしたいとまでは言えないかもわからないけれども、それに近いようなところへ、もっと安心をしてやれるようにしてあげてほしいと、こう思うのですがね。

は、おそらく見込みがつくのじやないか、それがございます。五月の末に見込みがつかなければ、先ほどちょっと申されました、この仮放免の期間は一ヵ月でございますから、さらにもう一回延長いたしまして、六月の二十八日まで延ばしておきたいと、こう考えておる次第でございます。
○稻葉誠一君 まあ大臣なり入管局長から非常に好意的な答弁があつたのですから、それを私も信頼をするし、これは東京大学の総長以下たくさんの大学の人や、一般の日本の国民の人も、せつなく東京大学へ入って、それから大学院まで入つて非常にはじめに一生懸命勉強しておるわけですね。これは計量統計学という學問で、ベトナムではあまりまだ発展しておらない。それが帰つてから十分ベトナムのために役に立ちたいということを言つておるわけですね。本人の書いたものを読みますと、本人は兵隊に行くのがいやで日本で勉強を続けたいのじやないのだと、こう言つておるわけですね。そういうのであって、やっぱり自分の勉学を成就させることができんとうに愛国心のある行為だと、こう思うのだと、こういうようなことを言つておるわけですね。これにやはり、日本にいるたゞさんの留学生や、それの関係のいろんな國々の人たちとか、いろんな方面の方々が非常に注視をされておる事件ですわね。ですから、せひこの人が、せっかく入つた東京大学で十分な勉学ができる、それが大学院の終わるまでおつづいて、そして向こうへ帰るということになれば、これは本人也非常に喜ぶでしようし、日本とベトナムなりあるいは日本とアジアの関係全体で非常にいい結果が生まれるわけですね。そういうことから考えまして、東京大学の大学院にいま入つておるわけですがね。これはとにかく卒業するまでは何か日本人を日本に滞在させてやりたいということ方向でひとつ努力を願いたいと、こう思うのですから考え方でひとつ努力を願いたいといふのがね。そういう方向での努力を願いたいという

るとか、大体大きく分けて三つの原則といいます
が、そういうふうなものがあつてやつておるわ
けですね。いまのあなたの言われる、治安維持の
問題が北朝鮮から来たのを早く韓国へ帰したとい
う答弁は、これは非常にいい答弁だと思うけれど
も、正直な答弁だと思つけれども、これはあとで
問題を起こしますよ。少し正直過ぎるのではないか。
しかし、それはいいですよ、それがほんとう
かもしないから。その場合は非常に早く——
金東希の場合はいつどろから入つておりますか。
ずいぶん長いですね。この前の委員会で、私じゃ
なくて、龜田さんが、質問をしたときに、三つの
点について法務大臣はあげて、たとえば意思確認
が途中で変わったことがあるとか、いろいろ言つ
ておられましたね。その後ずいぶんたつておりま
すが、早く北に帰りたいということを本人が意思
表明をしているのですから、なぜそれを実現させ
ないのか、その点どうですか。

す。 様が意外にかかっているということでございま
脱走当時の事情というものについて照会をし、時
良識が許しませんので、何度も韓国政府側にその
処置を國際人権に関する問題でするということは

それからもう一点は、これをかりに——かりの話であります、かりの場合も考えておかなければなりませんので、かりに南鮮のほうに、韓国にこれを送還するということにいたしました場合に、生命身体にどの程度の危険があるか、韓国政府はどういう処置をする考え方であるのか、これも十分に考えてやりませんと、身の振り方をきめさせるわけにいきませんので、そういう三點で日本側の腹をきめるのに時間がかかっている、こういうのが真相でございます。

ころですね。本人の意思がはつきりしないといふのですが、これは何回も確認してはつきりしていりし、私のところへも手紙をよこしましたが、はつきりしているのですね。これは最初のときにもうとある程度のことがあつたかもしけれませんが、これはいろいろな人が行って、面会させて、いろいろなことを言わせるから、あるいはそういうふうに似たような資料的なものを、何といいますか、入管側は入手するのではないかと思うのですが、本人の意思ははつきりしているのではないであります。最終的な意思の確認とか、これはやればできるのではありませんか。何回も言つてゐるわけなんで、こういうように議論を持つてくるのはぼくは筋が違うと思いますが、もう一つの問題ですね。これも韓国からのいろいろな回答が来たということを言います。その回答を開くのは省略します。聞きませんが、政治犯罪なりや、政治亡命なりやといふことが、あれですか、本人の意思よりも優先をして、その結果に大きな作用をするわけですか。そのところ、どういうわけですか。政治犯罪なりや政治亡命なりや、そこをどういうふうに解釈するのですか。

治亡命者なりやといふことの判断、先ほどちよ
と申し上げますとおり、本人の意思は、この三行
の点から申しますと、わりあいに、先生のお説の
とおり、最近はつきりしておる。最初言ったこ
とは違いますけれども、最近言つておることと

一貫しておるように見える。これはわりあいはつきりしておる。ところが、その本人の意思だけを尊重して日本国がこれをきめていくというわけでもないまゝで申します他の二つから――主として三つでございますが、こまい点ももうかと思ひますが、その主として三つの点を紹介いたしまして日本国が判断を与える、こういうことになりますので、全体が出そるわないと最終的判断ができるといふ事情でございます。

○稻葉誠一君 それはわかるのですがね。私の聞くのは、政治犯罪だということと政治亡命だということで、それで本人の処遇について違いが出てくると、こういうふうに言われるものですからね。それじゃ政治犯罪だということと政治亡命とい

うこととはどういうふうに違うのかということをお聞きしているわけです。

具体的には申し訳ござりませんが、たとえば革命であるとか、あるいはクーデターであるとか、あるいは國權の転覆であるとかいうような犯罪を犯したこと、あるいは逃走したということになると、これにははまることでございます。それから政治亡命と申しまするわけでござります。

すのは、そういうことでなくとも、そういう政治的秩序の破壊ということをしたのではないかけれども、たゞへん範囲が広いのであります。が、政治的に見てどうもその人が本国の、本国の保護を受けたがたい事情があるとか、あるいは受けたことを好んで

まあとかいう事情がありまして、現に国外にいる、そして自国の保護を受けることを好まず、ま

るいは受けにくい事情に置かれておる政治的情勢、こういう場合に、これを亡命と国際法は認めておるようだ。そういう見點について、はたして両者のいずれに属するかといふことの認定をする資料がまだそろいかねてお

○稻葉誠一君 だから、政治犯罪に属するか政治
亡命に属するかということによって、日本へ来る
外国人がほかの国への亡命を希望した場合に、取
り扱いが違うのか違わないのかというのです。十
二年三月三十日付の内閣訓令第一四九号によ
ればお話を聞くと、違うように聞こえる。そこの
辺のところがよくわからないのですね。政治的犯
罪を犯した場合には、何か犯罪人引き渡し条約
もあって、本国が引き渡しを要求すれば、引き
渡さなければならぬよう聞こえる。政治亡命を
らそうじゃないというふうにも聞こえるし、そこ

ら辺わからぬ。あんたが政治的亡命と政治犯罪を区別されたようですから、それによつてその人の処遇が左右されるのかどうかということをお聞ききしている。

治犯罪であるという場合と、政治亡命であるとい
う場合は、具体的な違いはないと思います。こ
れで、政治犯罪の場合も、いわゆる政治犯罪の規
範と目すら政治犯と言つるような場合は、

別してありますけれども、いずれもこの場合はな
いとして区別に差がない。差がないのであります
れども、本国に送還するか、本人の意思を尊重す
るかということは、やはりどのケースで本人が逃
走してきたのかということを調べてやりませ

と、本人の意思とあわせて日本国がこれを判断するということができないのでありますて、そういう趣旨から、特に区別をして、この場合であると帰さなくともいい、この場合は帰さなければならないという、判然とした区別が國際法的にあることをよほじつて、まとめておいたところです。

けでございませんけれども、勝走の態様といふものをあわせて見ると、いわゆる一般の政

治犯罪で出てきた者が、それとも相対的な政治犯罪で出てきた者か、それとも「命で出てきた者か」ということの態様を押さえませんと、本人の意思と並んで判断する材料にならぬ、こういう意味から、先ほどからのお尋ねに対し申し上げておる

○稻葉誠一君 どうもよくわからないですね。法学博士の答弁なんだが、変だな。あなたのお話を聞いておりますと、政治的犯罪の場合は亡命を認めないようにも受け取れるし、政治的亡命ならば三つの中の一つの条件として認めていいようにも聞こえるのですが、それで念を押して聞きますと、区別しなくていいようにも聞こえますし、わからなくなっちゃった。

○國務大臣(田中伊三次君) 政治犯罪の場合には、これは本国に帰すことができない、これが国

「際法上の取り扱いでござります。ところが、政治
上命の場合であるといふと、場合によつては帰す
ことがあります。こういうことが幾らかそれに含
まれてゐるかと思います。幾らかそういう意味の
場合もある。帰す場合もあるのだ、絶対に帰せな

いのだというものでもなかろう。しかし、結じて、それでは政治犯罪の場合においては絶対に帰せないのかといふと、これは確定たる国際法として原則が確立しているというふうには現在言えないですね。国の取り扱いによって、幾らかそれを左占するような取り扱いをしてゐる国もある。国際

法の原則として確かに確立しているとはいまだに言えない事情にある。しかし、概して申し上げれば、政治犯罪の場合は帰せない、帰してやれないと、亡命の場合においては場合によつては帰すこともあり得る、こういうようないまのお尋ねの趣

○稻葉誠一君 それじゃあ、あれですね、よその国に行きたかったら政治犯罪を犯したほうがいいですね。そのほうが帰そうと思っても帰せないのですね。女性の場合は、とにかくおまかせでいいのです。

だから、政治犯罪を犯したばかりでないですか。ういうことになってくるのですね。どうもそこら

辺の議論がちょっとわかりませんけれども、政治犯罪だということになれば、その本国では、帰せば非常に迫害を受けるとか、生命身体に非常に大きな危害が加えられるということになつてくれれば、いま言った三つのうちの第三のはうに関係してくるのであって、どうもわからないのですが。そうすると、何を韓国に対しても調べるわけですか。政治犯罪なりや政治亡命なりや、あるいは、その二つ以外の何かであるか、これは問題ですね、そういう点は。しかし、韓国からどういう回答が来たか、これは聞きましたけれども、本人が日本に来た状況から見てそれはわかるのじゃないですね。なつかつ、それだけでは足りないから、確たるもののがほしいということになつておるわけですね。いずれにしても、これは非常に長いです。だから、前に何か局長が言わわれたのは、国益の問題とか、治安の維持から帰ることは早く帰しちゃつたのだということを言われた。国益の問題とか治安の維持から帰さないほうがいいからあそこにとめておくのだという逆な議論も、へ理屈かもしれぬけれども出てくるわけですね。国益の問題とか治安の維持といふことも一つの問題かもしれないけれども、それをあまり考えたのでは、基本的な問題からどんどんはぎれてしまうのですね。やはり基本的には、ほんとうに本人の意思とか人権の問題とか、それにプラスするその国の国益の問題もあるかもしれませんけれども、いすれにいたしましてもこの金東希の問題は、本人が北へ帰りたいということを言つておる。常識的に見ても、これはだれにでも政治亡命的なことは考えられる。それから韓国へ送還されれば生命身体にこれは反其法なり国防保安法なり何なりで危害が加えられるということは考えられるということですから、これはやはり早急に、本人の意思を尊重して、北へ帰すなら帰してやるということが、こればかりは國際法的なたまえからいつても正しいと思う。何か韓国政府から文句でも言われて、それであそとへとめておいて帰さないのじやないかというふうな印象を与えるわけですよ。こいつは

ますいと思うんです。それで、いま言った三點がはつきりするまで——はつきりしない段階においては韓国へ帰す、いまの段階においてはですね、踏がはつきりしない段階において韓国へ帰すことにはあり得ない、この点はどうですか。

○國務大臣(田中伊三次君) そういうことはございません。ございませんが、私の言うことがたいへんはつきりせぬようで恐縮しておりますが……。

○種葉誠一君 いやこっちの聞き違いかもわかりません。

○國務大臣(田中伊三次君) いえ、私の言うところもはつきりしないところがあるかもしませんが、政治犯罪というと、先ほど例をあげて申し上げましたように、政府の転覆とか、革命とか、クーデターとか、えらいことですわね。そういうえらいことをやって、あるいはやったことならはつきりするんですが、あるいはやろうと企てておつたなどという事態で出てきたものであるとする

と、帰せないのです。帰そうと思つても国際法上も帰さないことが原則でございますが、また事實も帰せない。帰つたら重大問題になつてしまふのです、身体に影響がありますから。ところが、一方の政治亡命もそれと似たようなことがあるんでしようが、一部においては、帰してもいいという場合には、政治犯罪は犯していないんですからね。そこで、単なる政治亡命で、母國がきらいだ、母國にもらわれていった、アメリカの養子になつた人だと聞いておりますが、それが三月十八日ですか、九日ですか、中旬の末ごろ日本へ到着しまして、そうして一週間ほどの休暇で、三月のたしか

二十五日に帰宮すべきところを帰宮せず、どうしたものかとアメリカは尋ねておつたようでありますが、結局帰つてこない、こういうことで、アメリカのほうから何かの端緒で、それがキューバの大使館へ逃げ込んだ、こういうことを知つた模様で、日本の当局に対しても、例の日米地位協定——御承知でございましょうが、あれに基づきまして、引き渡し検査の要求があつたものでございまして、そうして、本人はキューバの大使館に逃げ込みまして、そのまままだ出でこないと、そうい

ほどはつきりした理由も出てきておりますが、あの二点がはつきりいたしますまでは、これはやみで韓国へ送還してしまったということは断じてあります。また、ないように心がけます。

○種葉誠一君 ついでですからもう一つお聞きしたいのは、ベトナムへ派遣されていたアメリカ兵ですが、これは韓国系のアメリカ兵というのですか、それが日本へ来て、それからキューバの大

を付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定品法の一部を改正する法律
裁判所職員(定員法昭和二十六年法律第五十三号)
の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、二三七人」を「一、二四一人」
に、「七三一人」を「七三四人」に改める。

第二条中「二万八百六十六人」を「二万九百十三
人」に改める。

附 則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行す
る。

四月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件
を付託された。

一、旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に 関する法律案

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する
法律案

2 前項第一号の恩給を受ける者が七十歳に達し
たときは、その日の属する月の翌月分以降、そ
の年額を、同項第一号に掲げる年額に改定す
る。

3 第二項の規定による恩給年額の改定は、裁定
所が受給者の請求を待たずに行なう。
附 則

この法律は、四十一年十月一日から施行する。

五月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改
正する法律案

二、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改
正する法律案

三、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改
正する法律案

四、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改
正する法律案

五、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改
正する法律案

六、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改
正する法律案

七、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改
正する法律案

八、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改
正する法律案

九、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改
正する法律案

十、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改
正する法律案

十一、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改
正する法律案

十二、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改
正する法律案

十三、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改
正する法律案

十四、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改
正する法律案

十五、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改
正する法律案

第十五条第二号中「会の代表者その他」を削
り、同条第八号中「会計」を「資産及び会計」
に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号の
次に次の二号を加える。

九 会費に関する規定
「日本司法書士会連合会」に改める。

第十五条の三 第二項の三 第二項の三 第二項の三
第一項、第十五条の三並びに第十五条の三
に準用する場合も含む)の規定に基づく政令に
違反して登記をすることを怠ったときは、その
司法書士会又は日本司法書士会連合会の代表者
は、一万円以下の過料に処する。

第十五条の二 第二項の二 第二項の二 第二項の二
第一項、第十五条の三 第二項の三 第二項の三
二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。
(土地家屋調査士法の一部改正)

第十五条の二 第二項の二 第二項の二 第二項の二
第一項、第十五条の三 第二項の三 第二項の三
二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。
(土地家屋調査士法の一部改正)

第十五条の二 第二項の二 第二項の二 第二項の二
第一項、第十五条の三 第二項の三 第二項の三
二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。
(土地家屋調査士法の一部改正)

第十五条の二 第二項の二 第二項の二 第二項の二
第一項、第十五条の三 第二項の三 第二項の三
二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。
(土地家屋調査士法の一部改正)

第十五条の二 第二項の二 第二項の二 第二項の二
第一項、第十五条の三 第二項の三 第二項の三
二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。
(土地家屋調査士法の一部改正)

第十五条の二 第二項の二 第二項の二 第二項の二
第一項、第十五条の三 第二項の三 第二項の三
二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。
(土地家屋調査士法の一部改正)

第十五条の二 第二項の二 第二項の二 第二項の二
第一項、第十五条の三 第二項の三 第二項の三
二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。
(土地家屋調査士法の一部改正)

第十五条の二 第二項の二 第二項の二 第二項の二
第一項、第十五条の三 第二項の三 第二項の三
二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。
(土地家屋調査士法の一部改正)

第十五条の二 第二項の二 第二項の二 第二項の二
第一項、第十五条の三 第二項の三 第二項の三
二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条の三 第十四条三項及び第四項、第十五
条の二第一項、第十五条の三並びに第十五条的
四の規定は、日本司法書士会連合会に準用す
る。

第二十三条の次に次の二項を加える。
第二十四条 司法書士会又は日本司法書士会連合
会が第十五条の三第一項(第十七条の三におい
て準用する場合も含む)の規定に基づく政令に
違反して登記をすることを怠ったときは、その
司法書士会又は日本司法書士会連合会の代表者
は、一万円以下の過料に処する。

第二十二条の次に次の二項を加える。
第二十五条 司法書士会は、法人とする。

第二十六条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第
二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第
二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条 調査士会は、法人とする。

第二十九条 民法(明治三十九年法律第八十九号)第四十
四条及び第五十条の規定は、調査士会に準用す
る。

第三十条 調査士会は、法人とする。

第三十一条 民法(明治三十九年法律第八十九号)第四十
四条及び第五十条の規定は、調査士会に準用す
る。

第三十二条 調査士会は、法人とする。

第三十三条 調査士会は、法人とする。

第三十四条 調査士会は、法人とする。

第三十五条 調査士会は、法人とする。

第三十六条 調査士会は、法人とする。

第三十七条 調査士会は、法人とする。

第三十八条 調査士会は、法人とする。

第三十九条 調査士会は、法人とする。

第四十条 調査士会は、法人とする。

第四十一条 調査士会は、法人とする。

第四十二条 調査士会は、法人とする。

第四十三条 調査士会は、法人とする。

第四十四条 調査士会は、法人とする。

第四十五条 調査士会は、法人とする。

第四十六条 調査士会は、法人とする。

(日本司法書士会連合会の会則)

第十七条の二 日本国司法書士会連合会の会則に
は、次の事項を記載しなければならない。

一 第十五条第一号から第三号まで、第八号及
び第九号に掲げる事項

二 その他日本司法書士会連合会の目的を達成
するため必要な規定

(司法書士会に関する規定の準用)

第十五条の四 調査士会は、法人とする。

一 その他日本司法書士会連合会の目的を達成
するため必要な規定

(調査士会の役員)

第十五条の四 調査士会は、会長、副会長及び会
則で定めるその他の役員を置く。

2 会長は、調査士会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

第十七条の見出しを「日本土地家屋調査士会連合会」に改め、同条第一項中「調査士会は」を「全国の調査士会は」に、「全国を通じて一箇の土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」に改め、同条第二項中「土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」に改め、同条第三次に次に二条を加える。

(日本土地家屋調査士会連合会の会則)

第十七条の二 日本土地家屋調査士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一 第十五条第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事項

二 その他日本土地家屋調査士会連合会の目的を達成するために必要な規定

(調査士会に関する規定の準用)

第十七条の三 第十四条第三項及び第四項、第十五回の二第一項、第十五条の三並びに第十五条の四の規定は、日本土地家屋調査士会連合会に準用する。

第二十三条の次に次の二条を加える。

第二十四条 調査士会又は日本土地家屋調査士会連合会が第十五条の三第一項(第十七条の三において準用する場合を含む)の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠ったときは、その調査士会又は日本土地家屋調査士会連合会の代表者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項及び附則第五項並びに附則第六項中附則第三項及び附則第五項の規定による部分の規定は、公布の日から施行する。

(司法書士法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行と同時に、第一条の規定による改正前の司法書士法(以下「旧司法書士法」という)による司法書士会(以下「旧司法書士会」という)は、同条の規定による改正後の司法書士法(以下「新司法書士法」という)による法人たる司法書士会(以下「新司法書士会」という)となり、旧司法書士会の役員は、退任するものとする。

3 旧司法書士会は、この法律の施行前に、あらかじめ、その会則を新司法書士法の規定に適合するように変更するため必要な措置をとり、かつ、新司法書士会の役員を選任しておかなければならぬ。

4 この法律の施行と同時に、旧司法書士法による司法書士会連合会(以下「旧連合会」という)は、新司法書士法による法人たる日本司法書士会連合会(以下「新連合会」という)となり、旧連合会の役員は、退任するものとする。

5 旧連合会は、この法律の施行前に、あらかじめ、新連合会の会則について、新司法書士法の例により同法の規定による法務大臣の認可を受け、かつ、新連合会の役員を選任しておかなければならぬ。

(土地家屋調査士法の一部改正に伴う経過措置) 6 第二条の規定による土地家屋調査士法の一部改正に伴う経過措置については、附則第二項から前項までの規定の例による。

第一号中正誤

ペジ	段	行	誤	正
二	二	二	裁定処分	最終処分
三	四	八	龜田得造君	龜田得治君
二	一	〇	大牟田	大村
一	〇	八	龜田先生	龜田先生